

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、ろう者にとって、音声聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

しかしながら、我が国においては、学校で手話が禁止されるなど差別されてきた過去もあり、現在では社会的に認められてきてはいるものの、その活用や認識は十分とは言えない状況にある。

こうした中、平成18年12月に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約には、手話は言語であることが明記され、これを受けて平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるに至った。

さらに、この改正により、国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするためのほか、円滑な情報の取得や、他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な施策を講ずることが義務付けられることとなった。

今後、こうした理念や目的を実現するためにも、手話が音声言語と対等な言語であることについて国民の理解を広めるとともに、音声の聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、さらには手話を言語として普及させ、研究することができるよう法整備を図ることが必要である。

よって、国におかれては、以上の内容を踏まえた手話言語法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

消防施設及び設備の整備に関する補助制度の改善を求める意見書

本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実強化を図っているところである。

こうした中、消防ヘリコプターのうち1機が、長期間にわたる運航等により維持管理が不可能になって更新する必要があるが生じたが、これに対し、国の補助金は、車両、航空機等について更新整備より新規整備が優先されるなど配分方針が変更され、本市消防ヘリコプターの更新整備への補助についても不採択とされた。

東日本大震災のような大規模な災害に即応するためには、消防車両、消防ヘリコプター等の装備の充実強化を図りつつ、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が必須であるが、現状の国の補助制度においては、新規整備が優先され、また、補助基準額についても消防防災施設整備に対するものも含めて実情に合わないものとなっており、制度の改善が求められるところである。

よって、国におかれては、自治体消防の消防力及び災害対応力の維持・強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金を消防車両、ヘリコプター等の新規整備のみならず更新整備に対しても、不採択とすることなく交付すること。
 - 2 緊急消防援助隊設備及び消防防災施設の整備に対する補助基準額を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
消防庁長官

消防ヘリコプター等に関する財政支援及び経費負担を求める意見書

本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、市内の災害対応にとどまらず、消防庁長官及び神奈川県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っているところである。

こうした中、長期間にわたる運航等により維持管理が不可能になる消防ヘリコプターについて、更新整備に向けた手続を進めてきたところであるが、国の補助金の配分方針の変更により、当該更新整備への補助金が不採択となって交付されなくなるという事態が生じた。

その上、神奈川県消防広域応援体制整備事業における補助制度は、ヘリコプターなど設備整備に要する経費が高額になるものについて、県下への貢献度が高いにもかかわらず、国からの補助が受けられない分を地方債で充当すると補助額が激減する仕組みとなっており、市町村の負担を考慮しない不合理な制度であると言わざるを得ない。

一方、本市消防ヘリコプターは、県下の広域応援体制にとって必要不可欠であるが、応援時に限らず、日常の訓練及び維持管理にも経費を要するものであり、これらの経費は本市が負担しているところである。

よって、県におかれては、自らが広域応援体制の確立及び京浜臨海部のコンビナート地区の消防防災の責務を担っていることに鑑み、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 消防ヘリコプター等について、国の補助の有無にかかわらず市町村の負担に応じた財政支援を行うこと。
- 2 消防ヘリコプターに関し、応援時の実費負担のみならず、維持管理に要する経費の相応の負担を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

通学路の交通安全の確保の促進に関する意見書

登下校中の児童等の列に自動車が入り、児童等が死傷する事故が全国で続発するなど深刻な事態を受け、国は、平成 24 年度に全国で通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施し、対策必要箇所が 7 万箇所を超えることを明らかにしたが、いまだに安全対策が確立していない地域も多くある。

市内の通学路における今年度の対策要望箇所は、205 箇所であり、特に危険で早急に対策が必要な箇所については、保護者や地域、学校によって児童等の登下校の見守りや地域交通安全員の配置などソフト面において懸命に取り組んでいるものの限界があるのが現状である。

安全であるはずの通学路において、児童等が登下校中に交通事故に遭うことは絶対にあってはならないことであり、通学路の安全対策を早急を実施し、児童等を交通事故から守り、悲惨な事故を繰り返さないために、通学路における交通安全施設の整備を促進することが早急に求められている。

よって、国におかれては、通学路の交通安全の確保を促進するため、施設整備に係る財政措置の更なる拡充と児童等が安全に安心して登下校することができる環境整備に向けた法整備を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

北朝鮮による日本人拉致問題に関する早急な調査報告の実施と早期解決を
求める意見書

川崎市議会では、昨年 6 月、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議を全会一致で可決するとともに、議長がスイスの国際連合人権高等弁務官事務所でフラビア・パンシェーリ副高等弁務官と面会し、この決議文を直接手渡した上で拉致問題解決に向けた協力を要請したところである。

また、本市には拉致被害者の横田めぐみさんの御両親が在住であり、拉致被害者等の親世代の高齢化が進んでいる中、長年にわたる苦しみや御負担を考えると、一刻も早い再会が待ち望まれる。

一方、国においては、昨年 5 月にスウェーデンで開催された日朝政府間協議において、合意に至った拉致被害者を含む全ての日本人の再調査について、7 月に北朝鮮が特別調査委員会を設置したことで、日本が独自に制裁を科した人的往来の規制等を一部解除し、解決に向けた第一歩と期待できるものとなった。

しかしながら、北朝鮮は、過去にも合意した調査をほごにしたことがあったように、今回についても、再調査の最初の報告を夏の終わりから秋の初めを目指すとしていたが、初期段階だと先送りにしており、その後の進展についても依然めどが立っていない状況である。

よって、国におかれては、北朝鮮に対して、具体的な進展がみられない日本人拉致問題について、誠意ある調査の遂行と早急な調査結果の報告を求めるとともに拉致被害者も家族も皆が元気な間に日本で会うことができるように、拉致被害者全員の即時帰国を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

小規模保育事業等への災害共済給付拡充を求める意見書

平成 24 年 8 月に成立したいわゆる子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から実施されることとなった子ども・子育て支援新制度により、小規模な保育事業を地域型保育事業として位置付けた。

地域型保育事業は、保育の量的拡大により、本市等の都市部において集中している待機児童の解消を図ることが期待されているが、新制度の実施に伴い認可事業として位置付けられたにもかかわらず、現在、認可保育所で認められている公的補償である災害共済給付制度の対象とされていないため、学校や保育所の管理下における負傷や疾病の際に、医療費や障害見舞金、死亡見舞金の支給対象にならない。

家庭に代わって子どもの保育を担う保育所等において、子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、事故防止の徹底を図ることはもちろんのこと、公的保険制度導入は、事故防止意識の向上に資するものであり、保育の質の確保にもつながる。

地域型保育事業のうち小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育の 3 つの保育事業については、人員や面積等の認可基準が定められており、認可保育所に準じた安全基準が定められていることから、認可保育所と同様に災害共済給付制度の対象に追加すべきである

よって、国におかれては、保育所等において子どもが安全・安心に過ごせるように、小規模保育事業等への災害共済給付拡充に向けて関係する法律の改正を早期に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

都市農業の振興策強化等を求める意見書

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出、防災空間の確保、農業に関して学習することができる場の提供など重要で多様な役割を担っている。

しかし、生産緑地法、相続税納税猶予制度など、都市農業に関する現行法制や税制に対する国の取組は、いまだ不十分であると言わざるを得ず、全国の市街化区域内の農地はこの20年間で半分近くに減少している。

川崎市においても、農業従事者の高齢化や重い税負担などを背景に、農地の減少が続いており、都市農業従事者が意欲を持って農業を続けられるよう、貴重な都市農地を守り都市農業の持続的な発展を目指す早急な取組が必要である。

よって、国におかれては、こうした状況を踏まえ、都市農業の振興や農地の保全を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本法（仮称）を早急に成立させること。
- 2 相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地について、一般農地と同様に、貸借を可能にし、貸しやすく借りやすい生産緑地にすること。
- 3 生産緑地の指定に係る一団の農地で500平方メートル以上という一律の規模要件を廃止し、地方自治体が主体的に規模を定め、指定できるようにすること。
- 4 相続税納税猶予の適用を受けた人が営農困難になった場合の貸付制度の適用について、農作業の実態に照らし、現行の要件に、疾病や高齢などにより運動能力が著しく低下した場合を追加すること。
- 5 学校教育における農作業体験の機会等を充実させるとともに、学校給食等で地元産農産物の利用を推進し、地元での消費促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

ヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書

川崎市は、臨海部に工場が立地し始めた1900年代初頭から今日に至るまで、日本各地や海外から多くの人に移り住み、発展してきた歴史を持ち、新たに市民となった人たちが地域に根付いて多様な文化が交流することにより、活気あふれる「多文化のまち」として成長を続けている。

一方、一部の国や民族、特定の国籍の外国人を排斥するような言動、いわゆるヘイトスピーチを巡っては、その動きが社会問題化する中、昨年7月、国際連合自由権規約委員会は、日本政府に対し、ヘイトスピーチの禁止などの措置を取るべきとの勧告をし、さらに翌8月には、国際連合人種差別撤廃委員会も日本政府に対し、法による規制を含めたヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。

ヘイトスピーチのような行為は、本市が育んできた「人権を尊重し、共に生きるまちづくり」への努力を踏みにじるものである。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における日本への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国におかれては、表現の自由に配慮しながらも、ヘイトスピーチを根絶するため、法整備を行うなどの特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣